

○岡山市私立保育所等緊急整備事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 子どもを安心して育てることができる環境を整備するため、保育所等の施設整備に要する経費に対し、予算の範囲内において私立保育所等緊急整備事業等補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者等が実施する保育所等の整備に伴う事業のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、国又は岡山県に協議を行い内示又は交付決定を受けた後実施した事業に限り、市の交付決定前に着手したのも含むこととする。

- (1) こども家庭庁 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)において、交付の対象として規定する事業
- (2) 岡山県 岡山県安心こども基金特別対策事業費補助金交付要綱(以下「岡山県安心こども基金交付要綱」という。)第2条第1項(1)において、交付の対象として規定する事業

2 前項の規定にかかる交付要綱及び岡山県安心こども基金交付要綱は、国又は岡山県から内示又は交付決定を受けた時に適用されたものとする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、規則、交付要綱及び岡山県安心こども基金交付要綱で使用する用語の例による。

(補助金の交付の制限)

第4条 他の補助制度の対象となっているものについては、この補助金の交付の対象としない。

(補助金額)

第5条 補助金額は、予算の範囲内で、次の各号のいずれかにより算定された額と当該各号に掲げる要綱の規定により算定された市町村負担額を合計した額を上限として決定する。ただし、算定された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱第8項の規定により算定された交付額
 - (2) 岡山県安心こども基金交付要綱第3条の規定により算定された交付額
- 2 整備計画が2か年にわたる場合の初年度及び次年度の補助金額は、第2条における国又は岡山県との協議において初年度分及び次年度分として申請した交付額を基に前項の規定によって算定された額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請は、この要綱及び規則に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、補助金等交付申請書を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 法人の登記全部事項証明書又は社会福祉法人設立認可申請書（法人の場合に限る。）
- (2) 工事請負費、設計監理費等補助事業費の契約書又は見積書の写し
- (3) 部屋別面積調書
- (4) 建物平面図、立面図、配置図等の図面
- (5) 着工前の事業予定地の写真

(実績報告)

第7条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書
 - (2) 工事請負費、設計監理費等補助事業費の契約書の写し
 - (3) 工事完了を確認するに足りる検査済証の写し（建築基準法及び消防法の規定による検査済証とし、検査を要さない場合は省略できることとする）
 - (4) 部屋別面積調書
 - (5) 建物平面図（建築面積を明記したもの）、立面図、配置図等の図面
 - (6) 補助事業完了後の建物内外主要部分の写真
 - (7) 工事契約金額報告書
- 2 整備計画が2か年にわたる場合、初年度の実績報告に要する書類は前項のうち第1号、第2号及び第5号とする。

(着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに市長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(財産の管理)

第10条 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第24条第2号に規定する機械及び重要な器具で市長が定めるものは、1件の取得価格が30万円以上のものとする。

2 前項に規定する機械及び重要な器具に係る規則第24条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数とする。

3 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(関係書類の整備)

第12条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(契約)

第13条 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

2 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

3 事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行し、平成5年4月1日から適用する。